

平成 26 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石 田 利 幸
本 社 所 在 地 福岡県福岡市南区向野一丁目 15 番 29 号
コ ー ド 番 号 (3 4 4 0 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 西 川 新 二
TEL092-552-3749

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年11月27日開催予定の当社第31回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。また規定の明確化等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年11月27日

定款変更の効力発生日 平成26年11月27日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の材料の加工、塗装、組立、販売及び据付工事 イ. 各種金属材料 ロ. 合成樹脂材料 (新設) 2. 次の製品の輸出入及び販売 イ. 金属加工製品 ロ. 再生可能エネルギー発電に係る資材 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 3. 再生可能エネルギー発電施設の開発、施工、監理、運営、維持、管理及び発電による電力の販売 4. 電気工事、電気機器設置工事 5. 不動産の売買、賃貸及び管理 (新設) 6. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第12条 (条文省略) (株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 第14条 (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次に掲げる材料の加工、塗装、組立、据付工事、販売、賃貸及び輸出入 (1) 金属材料 (2) 合成樹脂材料 (3) 上記以外の材料 2. 次に掲げる部品・製品の設計、加工、組立、製造、据付工事、販売、賃貸、修理、保守、管理及び輸出入 (1) 金属加工製品 (削除) (2) 産業用機械器具、電気・電子・通信機械器具、液体・ガスの貯蔵設備、医療機械器具、検査装置、輸送機器 (3) 再生可能エネルギー発電に係る部品・製品・装置 (4) 建築用資材及び住宅関連機器 (5) 防犯、防火、防災及び安全に関する機械器具及び設備 (6) 上記以外の部品・製品 3. 農林水産物及び食品の生産、加工、仕入及び販売 4. 再生可能エネルギー発電施設の開発、施工、監理、運営、維持、管理及び発電による電力の販売 5. 電気工事、電気機器設置工事、通信工事及び建設工事 6. 不動産の売買、賃貸及び管理 7. 前各号に関するエンジニアリング及びコンサルティング 8. 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第12条 (現行どおり) (株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 第14条 (現行どおり)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。	(株主総会参考書類等のインターネット開示 <u>とみなし提供</u>) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用して開示する <u>ことにより、株主に対して提供したものとみなす</u> ことができる。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。
第17条～第19条（条文省略） (選任方法) 第20条 （条文省略） 2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. （条文省略）	第17条～第19条（現行どおり） (選任方法) 第20条 （現行どおり） 2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. （現行どおり）
第21条～第24条（条文省略） (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. （条文省略） (取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数をもって行なう。 2. （条文省略） (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行なう。 2. （条文省略）	第21条～第24条（現行どおり） (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. （現行どおり） (取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。 2. （現行どおり） (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
	2. （現行どおり）

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第28条～第31条（条文省略） (選任方法) 第32条 (条文省略) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	第28条～第31条（現行どおり） (選任方法) 第32条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
第33条～第36条（条文省略） (新設)	第33条～第36条（現行どおり） <u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u>
第37条～第42条（条文省略） (事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から8月31日までとする。	第38条～第43条（現行どおり） (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。
第44条～第46条（条文省略）	第45条～第47条（現行どおり）